

平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会（熊本県）
第 5 回地域検討会 議事概要

日時：平成 20 年 11 月 20 日(木) 15:00～18:00
場所：天草市役所有明支所 大会議室

議 事

開 会（15:00）

- 1．開会の辞
- 2．資料の確認
- 3．議 事

第 4 回議事概要及び指摘事項について〔資料 1、資料 2〕

熊本県天草地域（樋島海岸、富岡海岸）における調査結果〔資料 3〕

熊本県天草地域（樋島海岸、富岡海岸）における漂流・漂着ゴミに関する技術的
知見〔資料 3〕

熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について〔資料 3〕
質疑・意見交換

- 4．その他連絡事項

閉 会（18:00）

配布資料

資料 1 第 4 回地域検討会（熊本県）議事概要

資料 2 第 4 回地域検討会（熊本県）での指摘事項に対する対応(案)

資料 3 地域検討会報告書(案)

第 章 樋島海岸（熊本県）における調査結果

第 章 熊本県上天草市（樋島海岸）における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見

第 章 富岡海岸（熊本県）における調査結果

第 章 熊本県苓北町（富岡海岸）における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見

第 章 熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

第 章 資料編（樋島海岸、富岡海岸）

参考資料 1 今後の調査スケジュール(案)

以 上

平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会（熊本県）
第 5 回地域検討会 出席者名簿

検討員（五十音順、敬称略）	
上村 雅文	国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所 河川環境課 課長
小野 三幸	苓北町農業協同組合女性部 部長
尾上 徳廣	上天草市建設部建設課 課長
角岡 正一	天草漁業協同組合苓北支所 支所長
神園 卓也	海上保安庁熊本海上保安部警備救難課 主任
（代理：兒玉 洋一）	海上保安庁熊本海上保安部警備救難課 専門官
神戸 和生	熊本県天草地域振興局農林水産部 部長
桑原 千知	樋島漁業協同組合 組合長
兒玉 修	熊本県天草地域振興局保健福祉環境部 部長
（代理：吉永 堅太郎）	（保健福祉環境部 衛生環境課 課長）
篠原 亮太	熊本県立大学環境共生学部 教授
（欠）下野 隆司	国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所第一工務課 課長
下森 雄二	上天草市農林水産課 課長
生喜 丈雄	熊本県天草地域振興局土木部 部長
滝川 清	熊本大学沿岸域環境科学教育研究センター 教授
田嶋 健一	天草郡苓北町生活環境課 課長
西田 克典	天草郡苓北町土木管理課 課長
藤島 茂徳	上天草市市民生活部環境衛生課 課長
松本 公博	天草元気工房 理事長
（代理：松本 俊介）	
道上 透	海上保安庁天草海上保安署 次長
山本 理	熊本県環境生活部廃棄物対策課 課長
（代理：清田 明伸）	熊本県環境生活部廃棄物対策課 環境生活審議員
山本 隆雄	天草市市民環境部環境課 主幹
オブザーバー（所属機関名）	
海上保安庁・熊本海上保安部、熊本県土木部・河川課	
熊本県農林水産部・農林水産政策課、漁港漁場整備課、水産振興課	
熊本県環境生活部・廃棄物対策課	
熊本県天草地域振興局・保健福祉環境部衛生環境課、土木部維持管理課、農林水産部漁港課	
苓北町農業協同組合・経済課	
環境省	
相山 晋太郎	環境省 地球環境局 環境保全対策課 環境専門員
生越 洋三	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物対策等調査官
佐保 光康	九州地方環境事務所天草自然保護官事務所 自然保護官
事務局：日本エヌ・ユー・エス(株)	
畔野 尚史	環境設計ユニット
常谷 典久	HSE コンサルティングユニット
高橋 理	地球環境ユニット

議題1 第4回議事概要及び指摘事項について〔資料1、資料2〕

海底ゴミの調査について

- 1) 海底ゴミの調査について、不知火海でもできないか。同じ内海でも瀬戸内海と不知火海では事情が違う。どのように違うか調べる上で不知火海の調査について前回発言した。
貴重なご意見として承る。予算の制約上もあるので、今回は瀬戸内海での調査結果を踏まえ、そこで得られた技術的知見を報告書としてしっかりまとめて提供させていただくこととしたい。
- 2) 調査は瀬戸内海のどこで実施するのか。期間は1年間か。
大阪湾から西は燧灘までを対象としている。1年間の海底調査で、調査自体は昨年度で終了し、今年度は取りまとめを行っている。

議題2 熊本県天草地域（櫛島海岸、富岡海岸）における調査結果〔資料3〕

図表類の表記について

- 1) ゴミ容量・重量の図について、横軸に1、2、3回目と回数を書いてあるが、何回目というのが重要なのではなく、時間軸がないと意味がないので、すべての図の横軸を時間軸に書きかえるべきではないか。
拝承。

調査結果の検討内容について

- 1-1) - 61ページの図について、ゴミが積分されてそこにたまるという結果が図で示されているが、何か外力が働いているわけなので、そこを明らかにして考えていかなければいけないと思う。しかし結果を見ると、長年の積分値が1回目に出ていて、2回目、3回目、4回目、5回目とやっていくと、同じような状況が続いているならば1回目に近づいていくはずなのに、近づいてない。何か時期によって違うわけである。地形があって、地形による潮流があって、潮流の特性があってそこにたまる、あるいは地形の特性があってそこにたまっていくという何か特性がある。あるいはイベント的なものがある。そのメカニズムがわかるような図の整理をしていかなければいけない。あまり直接的に関係ないような、潮位や降雨についての説明だけがなくて、非常に大事なところの説明が全部抜けている。今後どうやろうとされているのかを確認したい。
ゴミの漂着のメカニズムを説明する因子、具体的には風向、潮位、河川水位など、個別にピックアップして、地域ごとの比較をしている状況である。ご指摘のように、ゴミの量とどのような相関性があるかを個別に目に見える形で今後検討していき、定性的に説明したことを、できる限り定量的に示せるようにしたい。もう少し検討を進めてまいりたい。
- 1-2) 調査は今年度で終わりなので、技術的課題をきちんと押さえることがむしろ大事だということをお願いしたい。例えば、河川水や潮位を測っても意味がなく、潮流をはからないといけない。風が吹いて、どういう表層流が動くかを調べないと議論できない。観測しやすいデータの羅列でページが埋めてあるのはナンセンスだと思っているので、あえて申し上げている。それを今後どう生かしていくかを、第 章でしっかり議論していただきたいと思う。
- 1-3) 結局、対策のあり方という最後のところに出てくると思うが、どのように流れてきたのかがわからなければ、対策がとれないことになる。今言われた検討というのは、重要な、根本にかかわる事項だと思う。今後、何に注目するかというひとつのアイデアと思うが、そのデータがあるのかどうかという問題もある。それを今から、時間は短いですが、コンサル

としてはぜひそこまで検討してもらいたい。
ご指摘お礼申し上げます。了解した。

議題3 熊本県天草地域（樋島海岸、富岡海岸）における漂流・漂着ゴミに関する技術的知見について〔資料3〕

漁業用フロートを想定した中国沿岸からの漂流経路について

- 1) 漁業用フロートの投入位置と動きの説明がなかったが、これはどういふつもりで載せられたのかご説明いただきたい。

（事務局より説明）

- 2) こういうシミュレーション手法があるなら、今ここで問題になっている閉鎖性海域あるいは富岡付近についても、将来チェックしていく可能性、シミュレーションする方向性があるのか確認したい。

この事業自体はもう終わったが、今回資料に載せたように結果が非常に有効なことがわかったので、本調査の全体の提言部分に、このように漂着地点を絞ったシミュレーションは非常に有効なので今後も続けては、ということ盛り込みたいと考えている。

共通調査結果からのゴミの漂着量の推定について

- 1) 調査範囲全体における1年間のゴミの推定値を出されている。どの程度この数値に自信があるのかを聞きたい。

富岡に関しては、枠のデータから推計した結果と近いが、樋島に関しては倍以上大きく異なっているため、枠取りの調査から全量を精度よく推定することは難しいと考えている。ただ他県の例として、福井では独自調査で得られた値と枠から推定した値を比べた場合、独自調査で全量を把握した場合の87%が枠のデータから推定できているので、海岸あるいは潮位の状態によっては有効な手法ではないかと考えている。

- 2) 調査結果がいろんなファクターに支配されていることはわかっている。ゴミの発生源があって、ゴミの種類があって、それがどこから来てということを考えるときに、ここでは河川、降雨、風向きなどのパラメーターを調べて整理されようとしていた。その結果を使って、要するにゴミがどこから来る、どういう外力でもってここに来るというのをイメージして調査されているのに、その結果が全然反映されない。ただその場だけを調べて、調査海岸のゴミの量と調査範囲全体の距離から全体のゴミの量を推定するのはおかしいのではないかと。要するに、このゴミの量の推定が、Xという目的があって、それを説明するために、色々式を想定している。風による部分が何%、潮の流れによる分が何%とイメージして調査しているにもかかわらず、そういったことは一切関係なく、たまったゴミの結果だけを整理して推定している。メカニズムがわかっていなくて結果だけを使っているから、この数値が一体何を意味しているのかわからない。1回目、2回目、3回目でこんなに数値が違うのはなぜなのかということ、ほかのファクターが入ってこのような結果になっているのだから、そこを明らかにしないと、幾ら推定しても意味がない。何%の確率でこれと同じような状況になると説明できるのか。再来年も同じようにゴミが溜まるかということ、保証はないはずである。それに対して、幾らお金がかかるという算定をしてもあまり意味がない。何にもないからやるなど言っているのではなく、その根拠を調べているはずだから、そこを示さないと、この調査の意味がほとんどないのでは。従って、今後ゴミ漂着のメカニズムについてきちんと見直して、説明できる資料をつくるのが大事なのではないか。コドラートをつくるにしても、標高や海岸の状況がどうであるという前提のモ

とに調査をやっているはずだが、それらの状況が非常に不安定であったということだと思う。それが非常に大きな反省点、今後の課題だと思うので、そのところを書き込んでいかないと、ほかの海岸では使えない。そうした点、よくご検討いただきたい。

ご指摘お礼申し上げます。樋島では独自調査の回収活動から得た値で年間の全重量を推定した。枠のデータから精度よく推定できなかったのは、確かに干満の差が非常に大きい点を、調査の設計段階でうまく考慮できなかったのが一番の原因と考えている。ただ、全国的に同じ方法で調査する際、海岸線にたまったゴミのどこからが漂着ゴミかを考えた場合、やはり年間の最高潮位の線から上側であれば、通常の波が来たことで再漂流はしないであろうという前提において今回の枠の一番海側の線を決めた。特に樋島の場合には、それよりも通常の潮位の線が非常に海側に来て、我々が設定した線と海側の線との間にさらに多くのゴミが漂着し、たまっているという状況が今回の調査を通じてよくわかった。その点をご指摘のとおり反省点と認識しており、次の調査の際には潮位の大きい場所での調査方法ということで、課題を整理したい。

調査設定の問題点について

- 1) 研究の際、予備調査を1年間なりやっけて、ここだというのを決めてからやるのが本筋である。環境省としてこのような調査をする場合、事前調査の期間をきちんと設けたほうがよい。そうしないと今回のような問題が絶対に起こってくる。相当に地域性があるので、事前にデータをとってそれから始めることが、やはり大切なのではないか。
- 2) 普遍性を求めないとどうしようもない。その普遍性を求めるということは、事前調査ももちろんやらなくてはいけないし、調査方法についても、目的があって、説明変数を何と考えるかということが決まっていって、その係数を決めていくことが調査である。このデータをとって、どう使って、それをどう整理していかうかという、ストーリーが最初にあるはずなのに、それがどうもよくわからない。結果をどのようにして整理するという説明のための変数の解釈がないし、その係数をどうやって決めたらいいかという調査方法も決まっていなから、このような結果になってしまった。だから、そういったところがおかしいということを書きちゃんと書かないと何の意味もない。この調査では失敗したことを書くことが大事だと思う。

ご指摘お礼申し上げます。我々としてもストーリーという点では、潮汐、風、河川からの流量など、変数を想定しながら調査をしてきたところである。そのすべてを考慮してもゴミの増減、漂着タイミングなどをなかなか上手く示せないところも確かにあるので、その辺りは解析を深めたい。同時に、調査の限界ももちろんあるので、その点をきちんと整理し、課題も含めてまとめたい。

本年度のデータだけで漂着量やそれに基づいた処分費を決めることに意味があるのかというご指摘については、まさにおっしゃるとおりである。この地域も含めどの地域も漂着ゴミの量は年変動が非常に大きいことはこれまでも言われているので、今年度のゴミの量が例年に比べて多かったか少なかったのかは非常に大事なポイントになる。そこがなかなか難しいところで、これまでこのような年間の漂着量を求めた調査自体が非常に例が少ない、かつ経年的にデータをとっているポイントも非常に少ない中で1年だけのデータがあるという状態なので、今年度のデータが多かったか少なかったかまでは言い切れないところがある。そういう意味では、経年的な調査は非常に今後重要になってくると思う。

今年度、ようやく年間の漂着量とそれに基づいた処分費の推定ができたので、このぐらいの量のゴミは年間漂着して、それを処分するのに少なくともこれぐらいの金額はかかる

という大きな目安ができたものとして、倍・半分という程度の変動幅を持つかもしれないが、今後の参考データとしては貴重なものと考えている。

議題4 熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について〔資料3〕

課題点の整理について

- 1) 先ほどからのご指摘の点、調査方法の問題点やその解析に係るデータの取り扱いの問題などについては、別に項目を設けて今後の課題として残していくようにされたい。
了解した。

熊本県漂流・漂着ゴミ対策連絡会議について

- 1) 相互協力が可能な体制づくりの方向性のaに「熊本県漂流・漂着ゴミ対策連絡会議」とあるが、過去に開かれたことはあるのか。
1年に1回、過去に2回行った。この検討会も踏まえ、また開催したいと考えている。

熊本県が開催する漂流・漂着ゴミの検討会について

- 1) 検討会を設置するにあたっては、色々調整があると思うが、県はぜひ前向きに検討していただきたい。

補助金制度について

- 1) 今回、2年間にこういう形をとっていただいて、ゴミについて地域の人たちに相当問題提起されて、ゴミに対しての取り組みが、漁業組合自体も漁民も、今までと違った形でとらえられるようになり、そういった面では非常に感謝している。 - 26ページにうたっているように、bの漁場漂流・漂着物対策推進事業の拡充で補助対象の充実、すなわち災害時の漁業者による回収についても補助対象とすること、があれば少なくとも我々漁民で上桶川の海岸は保全していける。それに対して補助をしていただければ、県下の漁協を統一して、この問題に取り組むことに反対する人はいないと思う。ぜひこのbの部分をお願いして、これは県も含めて、ここを強く国の方をお願いしていただきたい。
- 2) 使いにくい補助金はやめてもらいたい。2分の1では、財政が苦しいのに結局2分の1は金を出さなくてはならない。国土交通省の補助率は100%なので、環境省もそこまで考えてもう2分の1というのはやめて、100%出すような決断が必要と思う。これはやはり国全体、国土を守るということであるから、環境省としては2分の1ではなく100%の使いやすい補助金をつくっていただかないと。今、環境省から口火を切ったわけなので、少なくとも環境省は100%にさせていただくと市町村は全面的に協力できる。以上、強い要望である。環境省からコメントは。

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要について、先ほど2分の1の国庫補助ということであるが、残りの2分の1の上限8割、そこまでは特別地方交付税で交付されることで、実質の地元市町村の負担は、1割プラスアルファ、10~20%の間になると思っている。

相互協力が可能な体制づくりの方向性について

- 1) 一番大事なのは県である。やはり県に主導権を握ってもらわないと各市町も動きにくい。海岸管理者であるという大前提もあるし、県がある程度全体をリードしていくことはどこかに明記することが必要ではないかと思うし、検討会をきちんとやるとか、プラットフォーム的なものを今から構築するとか、そうしたことを県がやると言わない限りは何もできない。県のご意見いただけるか。

現在、環境生活部を事務局として連絡会議をしながら情報収集し、こういった場の中身を踏まえて連絡会議でまた還元していきたいと思っているし、先ほど環境事務所とも話をしたが、そのときもぜひ（検討会を）設置していただきたいと話をした。一応、今、環境生活部が事務局を持っているので、県として何をやるのかを踏まえて連絡会議で話をしておきたいということで、この場では答えとさせていただく。

本日お見えの市町村も含め、ボランティアで活動していただいていることについては改めてお礼を申し上げたい。今、環境生活部の中でも水環境課がコーディネートして、ここに大きな柱で書いている「みんなの川と海づくり県民運動による県下一斉清掃活動」も行っているので、こうしたことも踏まえた体系的な進め方も、今度検討会議で検討させていただきたい。

啓発活動について

- 1) 苓北町でも不法投棄などが増えており、町民の方に呼びかけてもなかなか直らない。大人の啓発もあきらめてはいけませんが、一番の早道が子供さんたち、学生さんたちの啓発ということで、我々苓北町では、小学校では環境学習、中学生には職場体験等を通じて、漂着ゴミや不法投棄の現状を見てもうことによって啓発活動を行っている。そういうことをここに載せてもらいたい。

聞き取りをさせていただき、載せるようにする。

野焼きについて

- 1) 上天草市でも、ボランティア活動で漂着ゴミに対してはかなり皆さんの協力をいただいている。その際、流木や草について、燃やすことはできないか、海岸で処理することはできないかとよく問い合わせがある。そのたびに「法律上はできない」という答えしかできない。やはりそれらを海岸で処理することができたら、ボランティアの方たちも非常にやりやすいだろうと思うが、環境のことを考えたらどうなのかと、そのたびに自分でも悩むところである。これについて、答えにならなくても、何かご助言いただければ。

木に塩水がついた状態で燃やすと、大体500か600度ぐらいの普通のたき火の状態ではダイオキシンがたくさん出るというデータがある。量的にはそんなに大したことはないということになれば問題ないだろうが、実際にダイオキシンができていることを住民の方に言うと、やめようという話になる。隠すわけにはいかないの、出るけれどやっていいかという話になる。環境省としてもこれはうんと言わないだろう。（座長）

廃棄物の焼却に関しては廃棄物処理法で原則禁止されている。ただ、第16条の2の3項で「公益上もしくは社会慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の処理として政令で定めるもの」は例外的に認められている。具体的にどのようなことを想定しているかということ、その下の14条の1で、アンダーラインを引いてあるが、国または地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却と定められている。これは何かというと、国または地方公共団体が施設の管理、海岸でいうと海岸保全施設を管理するためであれば廃棄物の焼却は例外的に認められるとされている。海岸管理者はほとんどの海岸は県であり、その海岸管理者の責任と管理のもとで行われる焼却に関しては、野焼きは認められている。どのような海岸でもいいかということではなく、一般的に、重機や船舶等による搬出が困難な場合で、人力でしか漂着した流木の回収が困難な海岸と解釈されている。そういう海岸であれば何を燃やしてもいいかということではなく、どのような廃棄物を想定しているかということ、海岸等に漂着した流木及び流木と密接不可分のものに限ることとされており、プ

ラスチックでも何でも燃やしていいというわけではない。例えば流木のようなものを、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微と思われるものに関して、海岸管理者の責任において野焼きしてもよいと定められている。

誤解のないように補足すると、してもよいというお墨つきではない。やむを得ない場合というその判断については、地方公共団体、自治体の判断がある程度あると思うので、その上で対応していただきたい。

苓北町では、この14条の1項を拡大解釈する。県に代わって何でもするというので、海岸でも小さな流木を燃やしている。この例外事項を、原則というか、これを応用して。そうしないと片づかない。私たちが行う際は、火災と間違われぬよう、消防には申請を出している。

- 2) 地域振興局の保健所には一応連絡をしないといけない。基本的にはそういう仕組みになっているので。今のところはうまくやっているならそれでよいかもしれないが、今後は考えたほうがよい。

廃棄物処理法で管理者等という部分がある。これはいわゆる名目上の管理者というものがあるが、実際にその場所を使っておられる方も管理者等に含まれることがある。その辺りも考慮した上でお願いしたい。

- 3) こうした色々な議論や、みんな問題を抱えていることは知っていただきたいので、現場での焼却についても一言どこかに書いていただきたい。どういう場合がこうだと、ここに法律もあり現実には燃やしている場合もあるので、報告書の中にもきちんとそれは盛り込んだほうがよいと思う。

了解した。

章のまとめ方について

- 1-1) 章のまとめをどうしようかという思想のようなものが、例えばフロー図のような形であると非常にわかりやすい。ここで書かれているストーリーはよいと思うが、最初に、現状認識がきちんと書かれていないといけない。
- 1-2) もう少し大きく捉えた課題を最初に書いていただきたい。色々な課題がある中で、漂流・漂着ゴミについて議論しよう、対策を考えようということにしないと、環境省が一体何をやりたいのか、ゴミ問題についてどう考えているのかというのが、よくわからない。
- 1-3) 漂流・漂着ゴミに対して、今回の調査で、何が明らかになった、何がわからないということを技術的課題として、調査範囲の中の足りない部分、課題をまず書いていただく。そうすると残りの課題が見えてくる。その残りの課題を含めて漂流・漂着ゴミに対してどういう対策をとらなくてはいけないのかというのがストーリーとしてあると思う。
- 1-4) 対策の中には幾つもの対策がある。環境学習もゴミ対策の一つである。もとを断つというのもあるし、途中の情報をどう仕入れるか、あるいは具体的にゴミをどのようにして効率よく拾うか。ゴミを拾うやり方として、国の体制もありますよ、県の体制もありますよ。国もやらなきゃいけないところ、県もやらなきゃいけないところ、みんながやらなきゃいけないところと、その区分けをしたところで、じゃあみんながやるんだったら、NPOを含めて、あるいは漁民の方々、地元の方々がどういうふうによればいいというものがそこに出てこなければいけない。それをそういうストーリーづくりをぜひやっていただきたい。そうすると、全体の連携ができてくる。
- 1-5) ゴミ拾いありきで話が来ていて、体制の図というのが先にあって、この体制で何をどうしようとしているという目的が見えない。国が何をやる、県が何をやるという清掃のこと

しか書いていない。技術開発や情報網はどうという課題に対して体制を組まなければいけないのに、体制が先にあって目的がない。もう少し大きな観点から物事を整理して、長期・中期・短期にわたるような見方をしたまとめ方をしなければいけない。

1-6) 地元の方の要望は、事務局が、それぞれのお立場からどういう要望や課題があるかをヒアリングして、まとめていただきたい。いろんな意見を出し合って、それをまとめて環境省に出してもらえばいい。県としての要望は要望でよいが、地元の方の要望、この委員会としての要望としてこういう意見が出たというのをまとめて、どこかに出していただかなければいけない。それをどうとるかは環境省の政治的な判断になるだけであって、この委員会として、それが非常に大事なことだろうと思う。

1-7) 最後にゴミをどう片づけるかというのと、発生をどう抑えるかという、大きく2つに分けて、予防対策的なものや各地方自治体がどういう役割を持っているのかということについて、きちんと書き込んでいかないといけない。

1-8) 問題点の整理なども、順々に大枠から入っていくとその中には海底ゴミの話も出てくる。特に今回は漂着したゴミに触れたということで、ゴミ全体を見ていかないといけないというのは言われるとおりで、いわゆる浮いているゴミは将来漂着ゴミになるので、そういう意味では、ゴミにも様々な面があり、それらがそれぞれ問題を起こしているのだということもきっちり書いていかないといけないだろう。

課題の整理をした上で、その中の一つとして漂流・漂着ゴミの問題を整理する。課題に対して、この事業で対応できたものとできなかったものについて整理し、残りの課題については、どんな対策が必要についても整理する。その中で、県の取り組んでいただくのがいい方法なのか、これまでどおり自治体にお願いするのが効率的ならば、よりやりやすくするためにはどういった方策があるのかといったような、そういった例を整理して、それぞれが長期的な取り組みになるのか、中期的な取り組みになるのか、あるいは短期的な取り組みになるのかは、この検討会に出席していただいている方に適宜意見を求めて、次の検討会に向けて取りまとめて集約したい。ご協力をお願いします。次回の検討会では、それをきちんと整理して、天草の方針として出すこととしたい。

議題5 全体を通じたの質疑応答、意見交換

(質疑なし)

了